

第1175回 高知市教育委員会 11月臨時会 議事録

1 開催日 平成28年11月11日（金）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第52号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課副参事	今 西 和 子
	教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
	教育研究所長	多 田 美奈子
	少年補導センター所長	西 澤 勇 司
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子
	教育政策課主任	北 岡 美 樹

1 平成28年11月11日（金） 午後3時30分～午後4時40分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

横田教育長

ただいまから、第1175回高知市教育委員会11月臨時会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、野並委員お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。日程第2、市教委第52号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。

本日の議案は、この1件のみとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

9月の定例会におきまして、事務局で行いました一次評価について報告を受け、協議をいたしました。その協議結果を踏まえての内容と、一次評価に対する事務点検、評価委員2名の先生の見解の入った報告書の素案をご一読いただいていることと思います。

本日は、事務局から説明後、内容に関して皆様方からご意見をいただくこととしておりまして、次回、11月30日定例会において、今回皆様方からいただいたご意見を踏まえて、議会に提出する最終的な事務点検評価報告書を取りまとめることといたしております。それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課課長補佐

平成28年度の教育委員会の事務の点検評価につきましては、先ほど教育長からもご説明いただきましたように、9月の定例会で委員の皆様からいただきましたご意見と、点検評価の外部委員からいただきましたご意見を踏まえまして、作成をいたしました報告書の素案につきまして、本日ご審議をいただきたいと考えております。

それでは、順次、素案について説明をまいります。

まず、素案の表紙をお開きいただけますでしょうか。開きましてすぐに、「はじめに」ということで、教育委員会の事務の点検評価の位置付けや今年度を実施する3つの項目などにつきまして、概要の説明を記載いたしております。

続きまして、目次の次になりますが、1ページ目をお開きいただけますでしょうか。

1ページ目ですが、ここでは、事務の管理及び執行状況の点検・評価についてということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて点検・評価が行われていること、それから、次年度の施策に反映させるため、当該年度を対象年度とするといったことについて記載をいたしております。また、点検・評価の方法につきましては、3つの項目を、それぞれの事業レベルにまで分けて評価した上で、改めて点検・評価対象項目の取組全体を評価し、翌年度への見直しにつながることを説明をいたしております。

3ページからが、それぞれの対象事業の説明になっております。

飛びまして、26ページ以降になりますが、こちらに点検・評価の外部委員からいただきました、担当課の一次評価に対する意見と改善点等の提言を、評価項目ごとにとりまとめたものを記載しております。

それでは、この後、評価対象項目ごとに、各所管から順次説明をするようになります。

なお、今後のスケジュールでございますが、素案につきまして、今回ご審議いただいた後、さらにそのご意見を反映させました案を、11月の定例会で、再度ご審議いただいた上で、今年度の高知市教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書として、議会へ報告、それからホームページで公開を行う予定となっております。私からの説明は、以上です。

横田教育長

それでは、対象事業について、説明をしてもらうようにします。

まず、対象事務1「保幼小連携教育の推進について」、事務局からの説明をお願いします。

学校教育課副参事

3ページからをご覧ください。保幼小連携教育の推進について、ご説明をさせていただきます。前回、ご検討をいただいた際に、かなり成果も出ているのということを言っていたかきまして、3ページの下の方のところには、昨年度は、「なぜ保・幼・小連携」ということを載せておりましたけど、今年度は、「進む！保・幼・小連携」、ぶんぶん行くぞという感じで、こんな成果が出ていますという安心、理解、成長という、「人をつなぐ、組織をつなぐ、教育をつなぐ」、3つの視点での具体的な成果というものを、アドバイスを基に載せさせていただいております。

次に、4ページの下の方の評価でございますが、前回嬉しいことに、小1プロブレム対策事業もAにしたらという意見もいただきましたけれども、まだまだスタートカリキュラムの質の向上という点では、課題がもうございますので、そこはBに残しております。これから、この2つの事業につきまして、評価委員さんからいただいたご意見に対して、どのように今後対応していくかについて、述べていきたいと思っております。

6ページをご覧ください。お二人の点検評価委員さんからは、保幼小連携教育の推進全般につきまして、嬉しいことに、これまでの積み上げをもとに、さらに高い目標を持ち、工夫改善しようとしているとか、究極、連携すること自体が目的ではなく、どこの園からどこの小学校に入学しても、子どもたちが安心スタートが切れるようにということが理念であると。その事業の狙いに向けて、着実にクリアしているという評価をいただきました。

2つの事業のうちの1つ目、保幼小連携推進地区事業に関して、全体的には本年度16小学校区のプログラムの実施率100%に既になっていることなどについて触れていただいておりますが、提言の①として、せっかく進みつつあるので、さらに弾みをつけるために、「保幼小連携の日を設定してはどうか」という意見をいただきました。非常に画期的で、これも良いきっかけになるかな、今、小中連携の日は10月の第3水曜日に設定されていることもありますので、これも良いかなと考えたんですけど、現在、小中連携の日の取組の中で、保幼の先生方にも一緒に聞いていただいたらいいような場合は声をかけて、参加している校区もございます。また、画一的にこの日にやるということが難しいような園の日程ですとか、小学校側の日程調整とか、子どもたちの交流する状況にあるかどうか、良い題材が必ずしも同じ時期に集中していない場合もありまして、現在は、日程調整に苦慮しながらも、各小学校区ごとに園と打合せをして、フットワーク軽く、今年は夏のプールでやろうとか、今年は秋のおもちゃづくりに触れようとか、今年は冬の昔遊びで交流しようとか、柔軟に内容に応じてやっていただくことを考えますと、保幼小連携の日を設定することのメリットとデメリットと両方あるように考えますので、保・幼・小・中の代表が一堂に会している、高知市幼児教育推進協議会という場がございますので、こちらに持ち帰りまして、そこで、こういう日の設定はどうかというような検討をしたいと考えております。

提言の2つ目。「園長会、保幼小連携推進地区協議会や合同研修会などを通じて、園で入学前に行うアプローチカリキュラムについて、その重要性を粘り強く伝達するように」という提言をいただきました。これは、まさしく私たちも強く必要性を感じているところでございまして、現在、学習指導要領改定に向けての動きの中でも、幼児教育と小学校以降の教育との接続というのが強く求められており、幼児期の終わりまでに育てほしい、10の子どもの姿というのが示されております

ので、そうした動きとも相まって、保育幼稚園課と連携し、園内研修などの研修はもとより、合同研修会などを通じて、現在もやっておりますが、さらに重点的にアプローチカリキュラムの取組と、事例集を活用した研修を実施してまいりたいと考えています。

7ページになります。提言③です。今度は、小学校に入学期に実施するスタートカリキュラムのことです。「スタートカリキュラムをさらに充実させるために、すぐれた実践を共有する機会をつくる」というご提言をいただきました。それが、この写真の様子です。夏季休業に先生方、1年生の担任が、スタートカリキュラムの実践を持ち寄って、このようにカリキュラムベースで見直しを行おうということで、学校の枠を超えて、良い取組をするための学び合いをしている機会を設けております。これが、夏季休業中と今度1月24日に実施できる見込でございますので、さらに先生方の実践でもって、質を高めていくという場をつくっていきたいと考えています。

次、7ページの下半分に行きます。2つ目の小1プロブレム対策事業です。この事業に対しては、学校からのニーズも大変高い事業でして、本事業を希望する学校も増えていることは有効性を物語っていることであるとか、子どもはもちろん教員や保護者にとっても大変心強い事業であるといった評価をいただきました。実際、結果としても、小1プロブレムの段階的な現象ということにつながっております。評価委員さんからは、プロブレムをゼロにするというのはなかなか難しいこともあるだろう、けれども、そうした状況の中で段階的に減っていくことで、この事業の成果というのは見て取れるというご意見をいただいております。

提言といたしましては、2ついただきました。1つ目は、大変ニーズが高い事業であるので、要望があった小学校には全て配置できるよう働きかけを行うようにということです。これは、今年度既に41校分の予算を獲得していることから、来年度に向けてこれを継続していこうと考えておりますし、また、現在サポーターさんの傷害保険の期間を9月末までとしておりまして、その関係で、60回分を使い切れない学校が若干あることから、保険を11月末まで延長してかけることができないかということで、財政課とやりとりを今後していきたいと考えております。

8ページに行きます。提言②です。学校支援地域本部事業というのが別にございまして、そうした事業などとも連携して、さらに、この小1サポーターの配置などの事業を持続可能なものにしていく、そのためのモデルプランを実施し、検証してはどうかというご提案をいただきました。今年度、36校に地域の方や保護者、園長OB、教員OBなど総勢99名の方々の配置をすることができています。9月の末に、このサポーターの配置が終わった後も、学校支援地域本部事業であるとか、また、学習チューター派遣事業などの事業と、他の事業とからめまして、どうしても支援を継続しなければならない学校については、小1へのサポーターを延長する、プロブレム事業は終わっても、他事業との組み合わせによって、何とか支援をつないでいくという取組を続けておりまして、そうした方法は、1つのモデルケースになるかと思っておりますので、それを知っている一部の学校だけがやるんじゃなくて、広く他校にもこんなこともできますよという紹介をしていきたいと思っております。

一方で、この事業は人の配置だけではなく、迎える学校側も45分座学で小学1年生をスタートさせるのではなく、幼児期の学びと育ちを基礎として、45分を15分ずつ3つに分けるだとか、子どもたちの興味関心によって、生活科と図画工作を合科でやってみるとか、関連させるとか、学校側の工夫も重要なものをございまして、そうした面で、小1サポーターの配置とスタートカリキュラムの実施は、車の両輪として、本事業で特化してさせていただくと、意識して学校が取り組んでくれるんじゃないかという思いもございまして、また、このモデルプランについて、どうするのが学校にとって良いのかという視点をもとに、検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

横田教育長

点検項目3つございまして、項目1つずつ、ご意見いただいてまいりたいと思っております。

それでは、この件に関しまして、質疑等がございましたら、お願いいたします。

谷委員

提言をこうやって、きっちりまとめて、わかりやすくするのは、すごくわかりやすくて良いなと思います。小1プロブレムの対策事業の提言①の小1サポーターの配置期間を11月末まで可能にする。傷害保険の期間を延長する。要するに、小1サポーターを9月までやったのが、11月までと要望するという意味ですか、これ。

学校教育課副参事

はい。ただ、60回という回数は変わりません。

谷委員

4月から60回、学校が適切な時期に配置というか、来てもらってやるということですか。

学校教育課副参事

はい。今年度、3割の学校が9月末までに使い切れてないという実態がありまして。

谷委員

4月からやって、4、5、6。

学校教育課副参事

全ての学校が4月から見つけられてきたわけではなく、5月から入ったところもあったりしまして。

谷委員

結局、地域の方とか、そういうことになると探すのに大変ということよね。

今西学校教育課副参事

はい。

谷委員

それはわかりますね。すると早くに見つかったら、前の年から、わかっていたら。けど、予算の関係でそうはいかないということ。いつ知らせるのか、これは全部の学校に配置ですね。

学校教育課副参事

はい。

谷委員

わかりました。どんどん要望していたら良いと思います。これ、すごく良いと思います。学校としてのニーズもすごい高いので。それに、保幼小連携の日も、小学校は2回連携をやらないといかないので大変かもしれないけど、車の両輪みたいにして、安心スタートといって、とてもわかりやすくて良いと思いました。

横田教育長

ほかにご意見等、どうでしょうか。

西森委員

保幼小連携教育の推進という対象事務があって、その中で2つ、保幼小連携推進地区事業という、地区を指定して、その中でどんどんやっていきたいと思います。ものすごくつなぐ部分の事業があって、もう1個の小1プロブレム対策事業って言うてるものは、どちらかという、中身みたいな、そんなイメージなんですかね。中身の充実という。

で、その中身の充実について、スタートカリキュラムにもうちょっとまだ改善・工夫すべき点があると思っておられるので、Bだということなんですね。

学校教育課副参事

はい。

西森委員

という感じなんですね。イメージ的には、どれぐらいだったらAなんですか。本当にこれ多分、状況によって、子どもさんたちもどんどん変わっていくし、社会によっても変わってくし、そういう意味では、ずっとずっとバージョンアップし続けるんだと思うんです。どこまでだったら、Aに

なるのですか。要するにBでいいっていう、前回もお聞きしたけど。この点検・評価委員からも、もうちょっと高くていいんじゃないかみたいなことを書かれてませんでしたっけ。もうちょっと高く評価していいんじゃないかと考えるって、26ページに書いていますよね。だから、今回、Bと言ったら、Bで結構ですけど、どれぐらいだったらAなのかっていう、今西さんのハードルのラインをお聞きしておきたいと思ったんです。

学校教育課副参事

スタートカリキュラムのときには、全ての学校を回ります。そうしますと、カリキュラムと事例集の内容を意識して、子どもたちの安心と自立を目指してやってくださっている学校と、まだまだ1年団だけでやっているかなという、学校全体のものになっていない学校もやはりありますし、1年担任が毎年変わるということもあるので、ここ数年は、このことを発信し続ける必要があるのではないかと考えています。少しずつ、少しずつ、北風と太陽の太陽作戦で、良いものを価値づけ、実践発表してもらい、スポットライトを当てて、とやっておりますけれど、なかなかトップダウンでできるものではないので。もう数年お待ちください。

西森委員

数年して見に行くと、もう大分、皆さん1回は回したのかなとか。で、今西さんから見て、みんな学校全体で取り組んでると定着しそうになったら、Aになりそうな感じなんですかね。

学校教育課副参事

アンケートもとっておりまして、10ページの点検評価指標の達成すべきレベルの(2)のところに、「スタートカリキュラムに関する調査」における「スタートカリキュラムの実施が自らの指導方法の改善に役立った」とする回答を、27年度37%だったものが今年40%以上になって、このカリキュラムをきっかけに自らの指導方法も見直そうとされている先生方が半分以上、6割とかになったら、本物になってきたかなっていう感じしております。

西森委員

わかりました。楽しみにしております。ありがとうございます。

森田委員

提案に対する何とかというより、ちょっと意見なんですけど、この連携したり、先生がお話する中で、子どもたちが小学生になるに当たって、それこそどんなプロブレムを持っているのかという、子どもたちの声を聞く機会というのも、この提案、①、②とか、③の中に入れていくのもいいんじゃないでしょうか。先生たちは、何かプロブレムがあったときに、どういう実践をするのかというのは、例えば提案③とか。で、先生方の目から、こういう問題だから、こういうふうにすればいいのか、と提案②であるんですけど、子どもたちの素朴な悩みというか、結構、保育園、幼稚園児に話をちょっといろいろ聞くと、「何か小学校行くのがちょっと不安だ」とか。でも、よくよく私たちが聞く、想定したときの勉強についていけるかなとか、そういう話かなと思ったら、給食はおいしいだろうかとか。でも、それなりに結構、幼稚園、保育園の子は、小学校に行くときに、悩みというか、そういう声もあるので、子どもたちの声を取り入れるというのも、②とか、③とかの中にも入れていくと良いかなと、ちょっと意見があります。

学校教育課副参事

今、すごく良いことを教えていただいたと思って、連携は、そもそも子どもたちにとってどうかという視点でやらなければならないのに、ここに書いていることが結構大人の視点で書いてるので、特に、入学前のアプローチカリキュラムの面では、昨日もテレビのニュースでやってましたけど、子どもが、小学校では洋式トイレがないからとか。

森田委員

それも結構、幼稚園児が言っています。

学校教育課副参事

給食を食べれるだろうかとか、ニンジンが出たらどうしようとか、そんな素朴な子どもらしい心配とか、不安とかも吸い上げて、アプローチカリキュラムに入れてみたら、ますます安心につながると思うので、そうした子ども側の視点も、このアプローチカリキュラムの中に入れてたいと思います。ありがとうございました。

横田教育長

ほかにご意見等ございませんか。

それでは、対象事務2「不登校対策の推進について」、事務局からの説明をお願いします。この件につきましては、少年補導センター、人権・子ども支援課、教育研究所の3つの部署からの説明となりますので、お願いをいたします。

少年補導センター所長

11ページ、12ページを見ていただいて、不登校対策の推進、先ほど教育長から言われましたように、3課にまたがっておりますので、最初の2項目については、私から説明をさせていただきます。

12ページをご覧くださいますと、児童生徒等自立支援教室の運営事業について、評価委員さんから書かれてあるように、居場所のない児童生徒に対する支援はすぐに効果的に見られるものではないけれども、粘り強い声かけとか、根気強く関わりを続けていくことによって築いていく過程に、非常に気遣っていただきました。評価につきましても、学校復帰、進学割合が91.7%で、ほぼ目標を達成できているという評価をいただきました。

次のページ、13ページを見ていただきますと、提言①としまして、「自立支援教室へ、通所へつなげることが困難な児童生徒への支援について」ということで、ご提言をいただきました。なかなか学校現場とか、担任が望ましいと判断した児童生徒がいても、本人や保護者の意識が弱かったり、通所につながるケースが非常に困難な場合がございます。補導センターでは丁寧に本人、保護者等の要望を聞き、確認をしながら、手続きを行っていますけれども、保護者の中には多忙を理由に、センターまで来所することを厭うケースもありますことから、面談を学校で行うこと、それから、保護者が立ち会えない場合は、担任または生徒指導担当の教員の立会いのもとで、負担感をできるだけ減らして通所につながるような形で採用させていただいております。それとともに、通所に困難な児童生徒については、家庭背景に非常に課題があるケースがあり、親子関係の改善に対して相談活動を充実させ、支援を行って強化をしていきたいと思っております。

さらに、本年度は、まだ2名という形で対応しておりますけれども、学校や関係機関との連携を密にしながら、生徒個々に合わせた目標設定、支援内容、支援期間等を共有化して、これからも強化していきたいと考えております。

続きまして、学校カウンセラー推進事業ですけれども、評価委員さんからは、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にもかかわらず50校に配置し、6,000件を超える相談件数、それから、他機関との連携を図っていること、学校カウンセラーの積極的な関わりによって、相談数が増加したことに對して、非常に評価ができるということをいただきました。

以下5つの提言をいただきました。まず、提言①といたしましては、「カウンセラーの配置に一層の充実強化、有資格者等の人材確保や、予算の確保」ということですが、各学校から要望書や校長による評価制度、市の教育委員会の面接等を踏まえて、限られた条件下でできる限り効果的に活用するための配置を行っております。しかしながら、最近、複雑・多様化して相談件数の増加はもとより、相談内容はさらに高度な専門性が求められるようになってきていると認識をしております。平成28年度につきましては、スクールカウンセラーが高知市立学校は全校配置となったものの、配置時間、日数はまだ十分ではないという認識があり、高知市としては引き続き、県に対しての要望を続けるとともに、学校カウンセラーにおいては、小学校において少なくとも1回の訪問時間は3時

間、現状では2時間の学校が8校ありますが、確保できるように、予算の確保において改善を図っていきたくて思っております。

提言②につきましては、「学校カウンセラーに対する学校側の窓口の役割等の明確化を図るためのガイドラインの作成」ということをいただきました。

学校側の窓口の役割の明確化は、相談件数の増加とか、内容の多様化を踏まえて、学校カウンセラー活用のために、早急に取り組むべき問題だと考えております。スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー等外部人材や他機関の連携強化のために、コーディネーターの役割は非常に重要であり、今後、県のスクールカウンセラーについてのガイドラインや他県の例を研究いたしまして、ガイドライン等の作成に向けた検討を行っていきたくて思っております。

提言③「チームとしての支援態勢づくり」についてでございますが、学校カウンセラーの認知に伴って、相談件数は増加しております。さらに高度な専門性が求められるようになっておりますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー等との情報交換が順調に行われるように、勤務日や時間の調整が課題となっております。学校カウンセラーだけでは解決が難しい事案については、ケース会や各所課の支援チームの活用等、専門家を含む外部人材、他機関との速やかな連携・相談等が可能になるシステムづくりについて、今後も研鑽を行っていきたくて思っております。

提言④につきましては、「学校とカウンセラーのパイプ役となる人材の設定について」ですが、学校カウンセラーとのパイプ役としては、配置校ごとにコーディネーターを決めております。現状では、教頭、養護教諭、生徒指導担当が兼務していることから、学校によっては、学校カウンセラーとの情報共有や学校全体へのつなぎについても、コーディネーターが十分機能できていない場合も見られます。提言③の外部人材や組織との連携も含めて、コーディネーターの役割は、今後ますます重要となることから、情報共有の時間設定、管理職への定期的な報告を徹底するなど、改めて、再度周知を図ることが必要であると感じております。

次のページ、15ページですが、提言⑤「カウンセラーの研修やサポート体制の充実について」ご意見、ご提言をいただきました。

学校カウンセラーにおきましては、研修会を年3回行っています。研修内容については、大学教授等をお招きして、解決思考アプローチ型とか、カウンセリングの技術、演習、臨床心理士によるスーパービジョン面接等によりスキルアップを図っております。

しかしながら、提言③でも触れたとおり、カウンセラーが認知されるに従って、相談内容が非常に高度な専門性を求められる場合もあることから、カウンセラー自体が抱える負担も重くなっていることは事実であります。今現在、心の教育センターには、スクールカウンセラーのスーパーバイザー2名配置となっておりますけれども、そことの連携や学校カウンセラーが定期的に相談できる体制整備について、検討が必要であると考えております。以上です。

教育研究所長

続きまして、15ページのスクールソーシャルワーカーの活用事業についてです。

評価委員からは、厳しい家庭状況へのアプローチというところでの施策は大変有効で、学校への対応、あるいは訪問活動、福祉への接続など、実績回数が示すとおり成果が上がっているのはいかと評価をいただき、ご提言を2ついただきました。

まず、提言①ですけれど、専門的な人材を確保するためということで、2点、「雇用形態の柔軟な配慮」それから、「専門性を高めるための研修」という提言をいただきました。

まず、「雇用形態の柔軟な配慮」についてですが、専門性を確保するために、現在高知市では、ワーカー個人の事情を考慮しながら、配置校区、あるいは、年間の活動時間などをワーカー個々に設定して、ワーカー自身が1週間当たりの活動時間のスケジュールを調整できるような形をとって

おります。そうすることで、兼業、他市や、あるいは、県立の学校とのワーカーの兼業も可能となって、専門性を持った方を確保していけるのではないかと、ということで、工夫をしているところです。

次に、専門性を高めるための研修ですが、まず、県の連絡協議会を年2回行っておりますが、そのようなものや、新任のスクールソーシャルワーカーを対象に、県が初任者研修を行っておりますので、それに参加をしております。

次に、本市においては、毎週月曜日に連絡協議会を行っていきまして、その中でワーカー同士で専門性を共有したり、あるいは、関係機関への見学を行ったり、県のスーパーバイザーを招くことで、具体的な事例についての検討会を行っていきるところです。その中で、支援の方向性を確認したりというようなことで、内容を深めることができるようにと取り組んでおります。さらに、スクールソーシャルワーカー自身が個人でスキルアップをということでの自主研修への参加という場もあります。

しかしながら、スクールソーシャルワーカーは、本当にそれぞれのケースによって、専門的な視点ということがとても大事になってくることはありますので、今後とも、県と連携を図りながら、専門性を高めるための場の設定、あるいは、時間確保に努めていきたいと思っております。

社会福祉士、あるいは、精神保健福祉士などの資格を持つ方が少ない本県においては、専門性をもって支援を行うことができる人材の確保というご提言もいただいておりますので、引き続き、県に働きかけを続けていきたいと考えております。

次に、提言②でございます。「高知市独自の不登校児童生徒数の評価方法の検討」ということで、ご提言をいただきました。これについては、ずっと平成16年度から取組をしておりまして、市教委としても、学校としても、不登校を表出させないということで取り組んでおりますけれど、その発生率というのは非常に厳しい状況が続いているところです。

仮に、教育研究所へ通所等している子どもの通所日数を出席日数としてカウントしても、国が定めるところの30日以上欠席というところになりますと、大半の子どもが欠席カウントとなってしまうのが現状でございます。

そこで、ご提言いただいた高知市独自の評価方法を、仮に欠席日数にとらわれずに、研究所等、補導センター、どこかの機関が子どもに関わっていればと考えるとすると、他機関、あるいは、学校の中での別室、あるいは、委員さんが言ってくださったように、家庭の中で個別のというようなことを考えたときに、その基準をどう満たしていったらいいのかということなどが、難しいところでもあります。

しかしながら、本市の取組が見える形の評価方法をということでご提言をいただきましたので、その点については、また模索をしていきたいと考えているところです。

いずれにいたしましても、本市としては、30日以上欠席日数だけにとらわれるのではなく、学校の取組、あるいは、子どもや保護者への関わりということを大切にし、学校と関係機関が連携を図りながら、子どもたちがどこかと必ずつながるといった支援を今後も継続して、子どもたちの社会へという社会的自立へつながっていく形を考えていきたいと考えております。以上です。

横田教育長

不登校対策の推進について、修正等ございましたら、お願いをいたします。

谷委員

学校カウンセラー推進事業、すごく進んでいる、頑張っているなど思っているのですが、提言の③の「チームとしての支援体制づくり」ですけど、この最後に、今後、学校カウンセラーとか、学校の教員とか、皆で連携してチームを組んでやっていかないといけないと言われている状況なんですけど、最後の行の「可能になるシステム作りについて研鑽を行っていきたい」という、この表記が妙によくわからないのですが。

横田教育長

提言に対応する取組は、所管課で書いているのですよね。

少年補導センター所長

そうです。はい。

谷委員

「連絡・相談等が可能になるシステムづくりを行っていきたい」で、良いのではないのでしょうかね。それくらい、やれるメンバーがそろってますから、「行っていきたい」ということでどうでしょうか。

少年補導センター所長

わかりました。

西森委員

これは、市民にも公表されるというもののようですので、それこそ、定義をどこかで明確にさせていただけたらいいのかなと。つまり、ここにいる方は、多分、私以外は学校カウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーがどういう資格でどういう役割になっているのかというのをわかっている方ばかりなんだと思うのですが、実は、明確には書かれていないんだと思うんです。何となく読み取っていくと、学校カウンセラーはどうも臨床心理士さんらしいとか、スクールソーシャルワーカーさんは社会福祉士さんとか、精神保健福祉士さんのかなとか、だけでも限らないのかなとか、そんな感じになっております。

もし、これらが、いずれにしても専門資格が必要でありながら、本県ではなかなか資格取得のチャンスに恵まれなくて、人材が乏しくて、逆に言うと、もう引っ張りだこになってしまっている中で、ある程度やっぱりそれなりに待遇によって来ていただかないといけない、有用な方たちなんですという感じのことで、予算取り等で訴えかけていくということであれば、わかっている方ばかりなのかもしれないんですけど、どこかでそれを明記されたらいかがでしょうかと思うんですが。

少年補導センター所長

学校カウンセラーの資格については、県のスクールカウンセラーのような資格設定は設けておりません。面接等を含んだときに、面接で教育相談とか、いろいろな研修を受けられた方で、面接で決定をしていくような形をとっておりますので、ちょっと書きづらいところはあるのは事実です。

西森委員

ある意味、若干ミスリード気味になるというのが気になっていて、臨床心理士の数が全体に少ない地域にもかかわらず、市内の50校に学校カウンセラーを配置し、という、これは評価委員さんが書かれたわけですけど、ただ、これも評価委員さんの文だから良いんですが、この文でいく限りにおいては、50校に多分兼業で、かけ持ちで、臨床心理士さんがスクールカウンセラーとしているのかなと、やっぱりずっと読むと読めてしまうんですね。だから、ちょっとこの辺りを注釈しておく必要があるのではないかという気がするのです。評価委員さんの書き方はそれでいいのですが、人が少ない地域で、現状としてやっぱり施策も正しく公表して、評価、市民に対して説明するに当たっては、誤解の少ないやり方が良いのかなと思ったりしたんですけれど。

横田教育長

事業の成り立ちというか、市の単独事業であったり、県の委託事業であったり、事業は分かれています。その辺は明らかにしつつ、資格のことがなかなか書きにくいとすれば、現状どういう方が、そういう業務に当たられているか、までだったら書くこともできるかもしれないので、そういうことを書くだけでも、随分どういう人がどのぐらいやっているかということが明らかになると、これ以降の文章を読んでも、理解がしやすいかなという側面はあるように思います。何か工夫ができないでしょうか。

少年補導センター所長

最後に、注意書きとして、県のスクールカウンセラーにはもう規定がありますので、それを載せることができます。それから、学校カウンセラーについては、こういった基準で面接をしているかということは記載ができると思います。

教育研究所長

SSWについても、県から出ているものに一応の基準があつて、ただし、その福祉士が十分ないことがわかっていますが、教育、福祉とかに、というような1項も入っていますので、そういうことを書き足した上でいきたいと思います。

西森委員

はい。ありがとうございます。

ただ、言葉がすっぱかされてしまいますが、結局そうは言っても、「確保できてるんでしょう」ではないということですよね。多分、資格がなければどうこうとか、資格があればどうこうということもないとは思いますが、それでも、やっぱりよそでは、全員が臨床心理士、全員が社会福祉士とかっていうことになっていきたいけれども、そうはななくて、それなりのやっぱり能力のある方にそこはお願いしていると。それも、もしかしたら、待遇とか予算の関係では、多くつぎ込んでいける可能性があるかもしれないということですよね。と思うので、そういう趣旨でした。

森田委員

この対策のところ、よく私の目に飛び込んで、私がそういうことをやっている専門だからなんですけど、家庭のことがよく入ってきていて、家庭背景にも課題があつたりとか、厳しい家庭状況にあるという話の中で、提案がいくつかあるのですが。カウンセラーを集めて研修をするというところで、その中身として、児童生徒と保護者を支えるというような、カウンセラーが研修をするときにも、セットで考える視点がやっぱり要るんじゃないかな。いわば、不登校になってしまう子どもたち、私も一緒に学生さんと勉強しているんですけど、孤立、もうその保護者も孤立してしまうということがあつて。もちろん、この対策、提言は大事なんですけど、ちょっと不登校対策の推進の中に、11ページの最初のところとかでも、保護者も含めてどこかつなるとあるんですけど、やっぱり子どもと保護者を支える仕組みで、というような言葉も欲しいなど。ちょっと保護者をもう少し支えるということを2、3歩ぐらい前に出させていただくと良いのではないかと考えた次第です。

少年補導センター所長

カウンセラーの研修については詳しく記載できてないのですが、研修のときに、保護者、それから児童生徒、カウンセラーという模擬体験の中で、大学の准教授が来て、解決志向型のアプローチ方法を常にローテーションを組みながら、研修は行っております。

森田委員

私のお話することはもちろん個別な事例かもしれないのですが、ちょっと知っている方で、そういうカウンセラーのところに行ってみると、もうそれこそ親の責任だと。例えば、カウンセラーも偉い先生だと思うのですが、せつかく一生懸命勇気を持って親御さんが来たのだけれども、あなたがやり方が悪かったというか、そのお母さんの責任ですよ、となつて、もう私行くのやめたという保護者もいて、先ほどおっしゃったカウンセラーの立場とか、親の立場とか、子どもの立場とか、ちょっと親が弱い立場にいるのではないかと感じていて。もし、そのように親が受け取ってしまうと、もう来ないと思うんですね。そういうサポート体制、研修体制の充実の中で、ちょっと親の気持ちに寄り添うようなものがあると、また親もそこへ行こうか、先生にちょっとお話を聞いてみようかということにもなると思います。

少年補導センター所長

その研修体制，サポート体制のところに，保護者，児童生徒に寄り添った研修も含めて，行っていくというような形の文言をちょっとつけ足させていただきます。ありがとうございました。

谷委員

提言②の16ページの「不登校児童生徒数の評価方法を検討」という，この中身がわかりにくい。言いたいことはわかるのですが，結局，「不登校児童生徒数の評価方法を検討してください」と評価委員が言ったのなら，それを検討すると書いたら良いと思うのですが，最後に「子どもたちがどこかと必ずつながる支援を今後も継続し，子どもたちの社会的自立につなげていきたいと考えている」というのが，このように書かざるを得なかったのかなって感じもするのですが，それはすごくわかりますけど，評価委員が提言している内容だから，教育委員会として，研究所としての考えを書くというわけではないのよね，ここは。

だから実際，私もやってきた，学校に来て別室で勉強する子どもについては，校長として出席としました。それは学校長が判断することであって，学校に来ているわけなので。あなたは別室で勉強してしようと出席ですと言うことは可能と思います。

ただ，研究所に毎日きちんと行っているが，学校には来ない子は欠席なわけです。欠席扱いとか，そのようになっていくので，どうしてかなと思って。学校に来なくても，同じ教育機関である教育委員会の認めている研究所に通っている子どもが，指導要録では出席になるけれど，出席簿はならないんだろうっていうのは，ずっと思ってきたことなので。

多分評価委員さんも，そういうご指摘ではないかと私は思うのです。それなら，子ども自身，あなたは出席ということ認めてあげることも大事ではないかという評価委員さんの提言なので，そういうことを検討することを考える，ということでも良いのではないかという気はするのですが。

教育研究所長

委員さんからいただいた提言が29ページに載っています。「実現は大変難しいと考えるが，文部科学省の統計とは違った方式で高知市の不登校児童生徒を評価してみてもどうか。学校を長期欠席しているが，同様の施設に通所している，あるいは家庭で教育課程を修得しようとしていれば，義務教育を受けてる，あるいは就学しているとカウントする。そのような評価はどうか」とご提言をいただいているのですけれど，国が言うところの30日という基準を考えたときには，研究所に通所している子も何日通所という考えが至っていなかったり，学校に別室登校の，もちろん学校に来ているので，半分は出席カウントになりますけど。

精いっぱい来てもなかなか年間30日以上を超えてしまっているところが現実で，学校でも頑張ってくれているのですけれど，そうすると大前提の30日，文科の30日をどのような基準に変えていくかが難しいところがあって，このような谷委員さんが言ってくださっているような形ではちょっと難しいと考えています。

谷委員

長期欠席は30日以上で，30日以上の子どもは不登校のカウントに入れるといったことを取り払えという意味ではないのではないですか。要するに，せっかく研究所へ来ても1つも出席にならないことを認めてあげてほしい，ということを提言しているのではないのでしょうか。

横田教育長

国の統計の記載要領にかかわらず，高知市で，(研究所へ) 来たらそれも数えてあげるみたいなの。別の基準をもって，その子の頑張りを高知市としては評価してあげるみたいなのを考えたかどうかということじゃないかと思いついて聞いていましたが。それはできないことはないのではないですか。別に国に報告して，それを出席扱いにしていますという報告するわけではないので。

教育研究所長

そこで16ページの提言の②の2段落目からちょっと書かせていただいた、欠席日数にとらわれなくて、例えば研究所に来ている、あるいは家で家庭訪問をしたときにこういうことをしているというような、その基準を見出していき、その見出し方の線が非常に難しいなというところがあって、このような、はっきりしない、谷委員が言ってくださっているような表現になっております。

これについては、なかなかこんな線で高知市は評価しているというところが難しいので、検討はしていきますという。

谷委員

検討は必要だと思います。このことはずっと考えてきたことなので。

横田教育長

逆に言うと、その「模索していきたい」というのは「検討していきたい」で、最後のいずれにしても以下はなくても構わないのでは。

谷委員

なくても構わないのでは。余計わからなくなるので。

教育研究所長

わかりました。それでは、ここの後を取ってということで。

谷委員

その4行を取ったら随分わかりやすくなるんじゃないですかね。

西森委員

ここのところ、私も谷委員が言われるまで、あんまりわかってなかったんですけど、誰に対するメッセージなんだろうというのがあったと思います。

まず市民でこれを見る方がどれぐらいいるかわかりませんが、少なくとも議員さんが見て、市民の方も見る、一方で新聞等で本県の不登校児は、本市は、と数字だけが歩く。

評価委員さんが言われているのは、高知市教育委員会の努力の見える化ができればいいだろうかという意味では、むしろ市民に対して、数字が市民に独り歩きする中で、1人ひとりに寄り添って、場合によったら子どもたちは学校で教室にはいないかもしれないけど、ほかの場所にいるように努力してるんですよ。またそれもオールオアナッシングじゃなくて、来れるときでいい、見たいにできると1人ひとりに声掛けされて努力されている、そういうことを100%までは難しくても、きめ細やかにやっているっていうことを誰かに対してメッセージを発信していいのではないかと感じる提言のようにも読めたんです。

ただ、それが誰かに対してという、市民に対して教育委員会はこんなにやっています、と言っても、多分これは簡単に言えばいくつかが批判もあって、そういうのを頑張ってると思う人と、でも数字はやっぱりなっていないと言う人もいるかもしれませんけど。

あともう1つ、今、谷委員とかが言われているのは、子どもさんへのメッセージっていうか、「僕は結局不登校のゼロの方なんだね」と「違う、君は何日間でもこうやってここに来てるじゃないか」という、「だから君はゼロじゃない」というメッセージを出してあげられないかということ。多分いずれもそれなりに大事な、市民として市の教育委員会のやっていることを適切に評価してもらうことも必要だと思いますし、あと、子どもに対してのメッセージも必要なんだと思います。

そうなる今度ややこしいのが、限りなく個人情報に近づいてくる、まさにそうなんですよね。これも一種の特別支援で、ケースバイケースで、スペシャル教育を行っているということで。だから、その言わんとする思いはわかるのだけど、ここはある意味ぐっと耐えて人に評価されなくても、根強く見えないところで頑張っているということにならざるを得ないのかなという気もして、何か評価委員さんがおっしゃってくれるのも嬉しいし、子どもに対するメッセージも、谷委員のおっしゃったことももっともだし。ただ、これを大々的にA君のケースではこうやって何日、B

君のケースではこうやって何日って、百何人の物語を書いて表にしたら、今度はどうしても情報公開の対象になるんですね。

教育研究所長

はい。

西森委員

なりますね。だから、本当に悩ましいなと思っています。ただ、こういう努力していることはどこかで発信できたら良いなという感想程度の話になりますけど、そう思ってお聞きしました。以上です。

横田教育長

もうちょっと悩んでみましょうか。

教育研究所長

評価委員もやっていることの見える化ということをやってくださいって、委員会には、学校も、保護者も子どもも、努力していることの見える化をいうことだと思いますので、ちょっと考えてみます。

森田委員

国の方針でいくとこういう数字になるんだと、でも、この最後の文章にある、子どもたちは、例えばこうやってつながってるんだというような、それも両方とも見えるということが一番大事なことです。

横田教育長

よろしいでしょうか。

それでは、対象事務3「学校給食における地産地消、食育の推進について」事務局から説明をお願いします。

教育環境支援課長

お手元の資料の22ページをご覧くださいませでしょうか。

併せまして、少し補助資料として、2つ机の上に置かせていただいておりますので、適宜ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、まず22ページの資料に基づきまして説明いたします。

評価委員からは、学校給食を中心とする食に関する指導アンケート結果、21ページの下に一部を載せておりますが、及び「食」に関して周知することから実践することへ、具体的な目標を設定して地場産物を活用しようとする取組について、大変重要なものであるとの評価をいただいたところで、それでは、評価委員からいただいた5つの提言に対する取組について、説明をさせていただきます。

まず、提言の①としまして、「食に関する指導の年間指導計画」の未作成校に対する支援についてでございます。これにつきましては、昨年度から引き続いてのご提言ということになっておりますが、未作成校ごとに、高知市教育委員会の担当者が直接作成の状況を聞き取りまして、それぞれの学校の進捗状況にあわせて、高知市教育委員会作成の「食に関する指導の年間指導計画」の参考例、これを活用しながら兼務栄養教諭等の協力を得て、既に具体的な支援を行っているところでございます。

ですので、そういった詰めを付けていきたいと今年は考えております。到達目標としましては、小学校は100%、中学校は50%以上を考えております。

次に、提言②としまして、食の安全性と供給の安定性を十分に確保した事業の遂行、これにつきましては、学校給食の安全、安心な提供ということに関わってのご提言だと捉えておまして、これまで、本市の学校給食で使用する食材の選定と確保に当たりましては、この資料に書いております、学校長等で構成する「物資購入委員会」これを定期的開催しており、文部科学省の学校給食

衛生管理基準に沿って実施しております。また、物資購入委員会では、委員が食材そのものも確認するとともに、栄養教諭等が食品の原材料や生産工程等に関する書類を確認するなど、子どもたちによりよい給食を提供するよう努めているところでございます。

今後の食材の選定につきましては、文部科学省、高知市保健所等の信頼できる機関が発信する最新の情報を基に行ってまいりたいと考えております。

また、安定した給食の提供のためには、農業、漁業関係者及び市場などの流通関係者等と、高知市学校給食における年間使用予定量の情報共有を行いまして、平成30年度中の中学校給食も視野に入れた体制を整備してまいりたいと考えております。

続いて23ページになります。提言③、生産者、関係機関と連携した地場産物利用の促進についてでございますが、これにつきましては、高知市学校給食地場産品活用促進協議会等の既存組織を活用しまして、給食に取り入れることのできる地場産物を発掘し、確保に向けて検討を行うとともに、お手元の補助資料の1ページ目をご覧ください。資料1と書いておりますけれども、これが本年度の学校給食地場産品活用計画でございます。それぞれの月の食品や、献立等々の年間計画を作成するというために作っておりますが、来年度に向けて、これの作成に取り組んでいるところでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。字が小さくて大変申し訳ないですが、資料2にありますのは、献立の作成計画でございまして、これの平成29年度版の計画を現在作成しているところでございます。

併せて、使用する地場産物の生産や流通、地元ならではの食べ方等につきまして、前回もご説明しました、補助資料の3になりますが、学校給食における地場産物の指導資料、これを給食の時間等に効果的に活用していただきたいと考えております。

また、提言④として、栄養教諭、学校栄養職員の増配置について提言をいただきました。

これにつきましては、平成30年度からの中学校給食完全実施に向けまして、今後、中学校給食の献立及び関連資料の作成、中学校における食に関する指導の強化等、その準備、中学校支援のためにも栄養教諭等の増配置が必要不可欠であると考えております。今後におきましても、高知県教育委員会に対して、本市における食育の推進のために栄養教諭等の増配置を要望してまいりたいと考えます。

最後に、提言⑤としまして、食に対する家庭の考え方や家庭で提供される食事の重要性という視点での食育計画の見直しについて、ご提言をいただきました。

子どもたちへの食育の中で、家庭での食事は心身の健全な育成のために重要であると考えております。現在、学校におきましては、給食・食育・保健だより等の配布及び給食試食会、これ学校で行っておりますけれども、それに参加している保護者と情報交換を行う機会を設けるとともに、家庭における食についての興味、関心を高めております。

一方、高知市教育委員会といたしましては、広く家庭、市民に対し、食に関する取組や情報を発信するため、引き続き、お手元の補助資料の4ページをご覧ください。資料4です。これは来年の1月に予定しております食育実践発表会の1次案内でございまして、この食育実践発表会及び親子料理教室等の開催の周知を行うとともに、家庭向けの献立表や給食だより等を配布することによりまして、地道な取組ではございますけれども、家庭における食の重要性について情報提供をしていきます。

また、次世代を担う子どもたちが、食の重要性や食品の選択能力等を身に付け、実践していくことにより、朝食摂取を含め家庭での食がより充実していきますよう、第3次高知市食育推進計画目標指標等の見直しを図っていく予定でございまして。

参考としまして、第2次になりますけれども、高知市の食育推進計画の冊子をお手元に配らせていただきました。これは高知市として、平成26年度から平成30年度まで食育を推進していくための計

画を取りまとめたものでございまして、もちろん学校教育にとどまらずに家庭や地域、いろいろなボランティアの方々の協力のもと、高知市で食育を推進していこうというものでございまして、この中に関係のある、いわゆる家庭での食事の重要性等の目標値を検討してまいりたいと考えております。平成30年度までということですので、平成29年度、来年度から実際の見直しにかかる予定でございまして。

今後は、評価委員からいただいた貴重な提言を真摯に受けとめまして、本市の子どもたちの健全育成のために、学校給食に地場産物を活用することと併せまして、学校給食を活きた教材として地域に根差した食育の推進を図ってまいりたいと考えております。以上で、説明を終わります。

横田教育長

この件につきまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

ちょっと2つだけ、教えてください。1つは、ここには書いてなくて気になったんですけど、給食の食べ残しの率、残食は食育の推進の中で、子どもたちがどれだけ残しているかっていうこともちょっと必要では。ちょっとそれは不勉強なところですよ。

2つ目は、提案⑤のところですけど、食育、食事の重要性を子どもたちも自覚したり食選択を、というところは、かなり今、小学校と中学校の家庭科でも非常にやっているところですので、ぜひその家庭科の教員と家庭科の授業との連携をすることで、これは非常に充実できてくると思いますので、そこにも手を伸ばしていかれたら良いなと。私たちも家庭科なのでやらないといけないのですけど。

教育環境支援課長

はい、ありがとうございます。その2ついただいた点につきまして、また検討させていただきたいと。

横田教育長

それでは、これで質疑を終了いたします。

市教委第52号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、本日の会で出されました意見を報告書に反映をしていただき、次回11月30日の定例会で再度審議をすることとしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時40分

署 名

教育長

4番委員